第138号
受付
24.4.19
小郡三井医師会

福県医発第２４６号（地）
平成２４年　４月１８日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の
自己負担について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第１項の規定による自立支援医療費の支給に関し、医療保険の特定疾病療養受療と併用する者の取り扱いにつきましては、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」（平成18年６月13日障精発第0613001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により実施されているところです。

今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）によって障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直しが行われたことに伴い、別紙のとおり当該通知の一部が改正され、平成24年４月１日から適用されることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より、各都道府県等障害保健福祉主管部（局）長宛に同通知の一部改正について通知が出された旨日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）本改正は自立支援医療について、負担能力に応じた負担額（応能負担）が原則であることを明確化したものであり、このため、自立支援医療費と医療保険の高額療養費の併給関係に関する通知についても「１割」との表現を見直すこととしたものであります。

２）本改正後においても、利用者の自己負担はこれまでと同額としております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

（地Ⅲ3）
平成２４年４月１０日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会常任理事
三上　裕司

「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項の規定による自立支援医療費の支給に関し、医療保険の特定疾病療養受療と併用する者の取り扱いにつきましては、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」（平成１８年６月１３日障精発第0613001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により実施されているところです。

今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律第７１号）によって障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直しが行われたことに伴い、別添のとおり、当該通知の一部が改正され、平成２４年４月１日から適用されることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より、各都道府県等障害保健福祉主管部（局）長宛に同通知の一部改正について通知が出され、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

福岡県医師会
受
24.4.13
庶務
329

本改正は自立支援医療について、負担能力に応じた負担額（応能負担）が原則であることを明確化したものであり、このため、自立支援医療費と医療保険の高額療養費の併給関係に関する通知についても「１割」との表現を見直すこととしたものであります。なお、本改正後においても、利用者の自己負担はこれまでと同額としております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事　務　連　絡
平成２４年3月３０日

社団法人　日本医師会御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用
する者の自己負担について」の一部改正について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項の規定による自立支援医療費の支給に関し、医療保険の特定疾病療養受療と併用する者の取扱いについては、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」（平成１８年６月１３日障精発第0613001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により実施されているところですが、今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律第７１号）によって障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直しが行われたことに伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成２４年４月１日から適用することとし、各地方公共団体あて通知いたしましたので、貴会における関係者及び関係団体への周知方、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
自立支援医療係　瀧田
ＴＥＬ：03-5253-1111（内線3057）
ＦＡＸ：03-3593-2008

障精発０３３０第１号
平成２４年３月３０日

各{都道府県 / 指定都市 / 中核市}障害保健福祉主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５８条第１項の規定による自立支援医療費の支給に関し、医療保険の特定疾病療養受療と併用する者の取扱いについては、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」（平成１８年６月１３日障精発第0613001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により実施されているところであるが、今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律第７１号）によって障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直しが行われたことに伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成２４年４月１日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

別　添

新　旧　対　照　表

改　正　後	改　正　前
医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援医療費については、自立支援医療に要した費用のうち支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌した額を控除して得た額（当該しん酌した額が自立支援医療に要した費用の１００分の１０に相当する額を超える場合には、１００分の１０に相当する額）から、医療保険等から給付される額を差し引いた額（別添１参照）を指定自立支援医療機関に支払う制度となっているところである。 しかしながら、今般、自立支援医療制度と医療保険の高額療養費の併給関係について、指定自立支援医療機関における取扱いが不明瞭となっている事例が見受けられたため、下記事項に留意の上、関係機関へ周知するとともに、自立支援医療費の適正な給付方に配慮を願いたい。 記 １．指定自立支援医療機関における自己負担の徴収について 自立支援医療の受給者から、自己負担として、受給者が負担すべき額を医療機関窓口において徴収することとしているところである。	医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援医療費については、自立支援医療に要した費用の９割に相当する額（同一の月における当該費用の１割が自己負担限度額を超える場合には、当該費用から自己負担限度額を控除して得た額）から、医療保険等から給付される額を差し引いた額（別添１参照）を指定自立支援医療機関に支払う制度となっているところである。 しかしながら、今般、自立支援医療制度と医療保険の高額療養費の併給関係について、指定自立支援医療機関における取扱いが不明瞭となっている事例が見受けられたため、下記事項に留意の上、関係機関へ周知するとともに、自立支援医療費の適正な給付方に配慮を願いたい。 記 １．指定自立支援医療機関における自己負担の徴収について 自立支援医療の受給者から、自己負担として、受給者が負担すべき額（月当たり、月額総医療費の１割相当額（負担上限月額が設定されない者については医療保険上の自己負担限度額まで、また、負担上限月額が設定される者については負担上限月額と医療保険上の自己負担上限額を比していずれか低い方の額まで。）。以下、同じ。）を医療機関窓口において徴収することとしているところである。

別紙

このため、通院患者については、受給者が負担すべき額に達するまで、受診毎に当該受診に係る医療費の１００分の１０相当額を限度として徴収することとなる。

その結果、特定疾病療養受療の認定者（医療保険上の高額療養費の自己負担限度額は、１診療報酬明細書あたり１万円）に対しての自己負担については、①１月あたりの負担額、②当該月の自立支援医療に係る医療費の１００分の１０相当額の合計額、③高額療養費の自己負担限度額（１万円）のいずれか一番低い額が徴収額となる。具体的な例については別添２を参照すること。

２　（略）

このため、通院患者については、受給者が負担すべき額に達するまで、受診毎に当該受診に係る医療費の１割相当額を限度として徴収することとなる。

その結果、特定疾病療養受療の認定者（医療保険上の高額療養費の自己負担限度額は、１診療報酬明細書あたり１万円）に対しての自己負担については、①当該月の自立支援医療に係る医療費の１割相当額の合計額、②負担上限月額、③高額療養費の自己負担限度額（１万円）のいずれか一番低い額が徴収額となる。具体的な例については別添２を参照すること。

２　（略）

別添1

自立支援医療費の給付額の算定例

ケース1
・健康保険　3割負担
・月額総医療費　4万円
・1月あたりの負担額　5千円

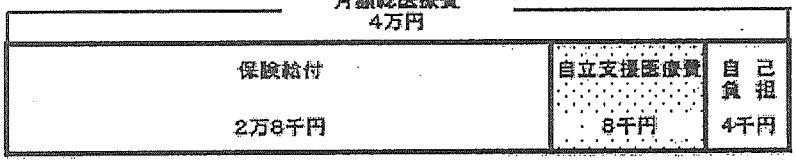

1月あたりの負担額 ≧ 月額総医療費の100分の10
5,000円 ≧ 4,000円 ・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費 × 保険の給付率 = 28,000円 ・・・B
40,000円 × 70／100 = 28,000円 ・・・B

自立支援医療費として給付する額(月額総医療費－A－B)

月額総医療費 − A − B = 8,000円
40,000円 − 4,000円 − 28,000円 = 8,000円

ケース2
・特定疾病療養受療の認定者
・月額総医療費　20万円
・1月あたりの負担額　5千円

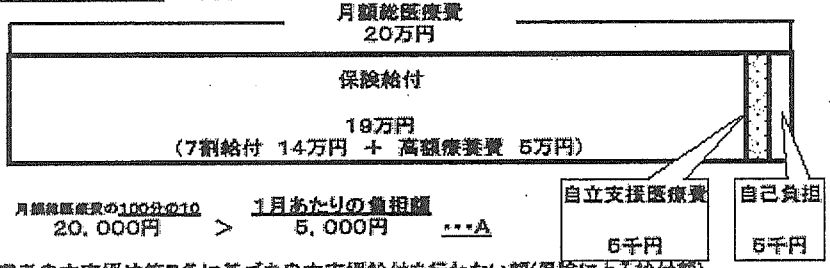

月額総医療費の100分の10 > 1月あたりの負担額 ・・・A
20,000円 > 5,000円 ・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費の3割 > 高額療養費の自己負担限度額
60,000円 > 10,000円

月額総医療費 − 高額療養費の自己負担限度額 = 190,000円 ・・・B
200,000円 − 10,000円 = 190,000円 ・・・B

自立支援医療費として給付する額(月額総医療費－A－B)

月額総医療費 − A − B = 5,000円
200,000円 − 5,000円 − 190,000円 = 5,000円

別添1

自立支援医療費の給付額の算定例

ケース1
・健康保険　3割負担
・月額総医療費　4万円
・自己負担上限月額　5千円

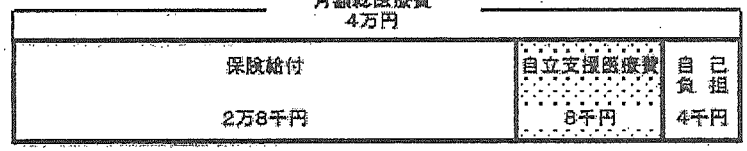

障害者自立支援法第58条に基づく給付対象額

月額総医療費 × 自立支援医療の給付率 = 36,000円 ・・・A
40,000円 × 90／100 = 36,000円 ・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費 × 保険の給付率 = 28,000円 ・・・B
40,000円 × 70／100 = 28,000円 ・・・B

自立支援医療費として給付する額(A－B)

A − B = 8,000円
36,000円 − 28,000円 = 8,000円

ケース2
・特定疾病療養受療の認定者
・月額総医療費　20万円
・自己負担上限月額　5千円

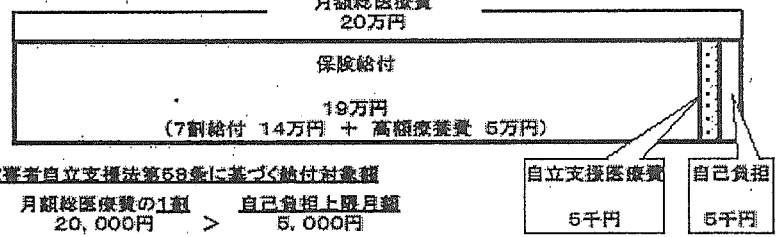

障害者自立支援法第58条に基づく給付対象額

月額総医療費の1割 > 自己負担上限月額
20,000円 > 5,000円

月額総医療費 − 自己負担上限月額 = 195,000円 ・・・A
200,000円 − 5,000円 = 195,000円 ・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費の3割 > 高額療養費の自己負担限度額
60,000円 > 10,000円

月額総医療費 − 高額療養費の自己負担限度額 = 190,000円 ・・・B
200,000円 − 10,000円 = 190,000円 ・・・B

自立支援医療費として給付する額(A－B)

A − B = 5,000円
195,000円 − 190,000円 = 5,000円

別添2

特定疾病療養受療の認定者からの自立支援医療の自己負担の徴収例

1　通院であって、院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1
A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	4,523点	190円	2,690円	4,520円	4,520円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	860円	860円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

ケース2
A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	4,523点	2,500円	4,520円	4,520円	4,520円
4月 7日(金)	2,608点	0円	480円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	4,523点	0円	0円	560円	560円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

別添2

特定疾病療養受療の認定者からの自立支援医療の自己負担の徴収例

1　通院であって、院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1
A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	4,523点	190円	2,690円	4,520円	4,520円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	860円	860円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

ケース2
A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	4,523点	2,500円	4,520円	4,520円	4,520円
4月 7日(金)	2,608点	0円	480円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	4,523点	0円	0円	560円	560円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

2　通院であって、院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	2,608点	190円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,379点	0円	0円	2,380円	2,380円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	480円	2,310円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	390円
4月23日(日)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	4,920円	7,780円	10,000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月7日(金)	2,215点	0円	80円	2,220円	2,220円
4月20日(木)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		0円	80円	2,220円	4,440円

ケース2

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	2,379点	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円
4月 7日(金)	2,608点	0円	400円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	480円	2,380円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	320円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,380円	2,780円	7,780円	10,000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	2,215点	120円	2,220円	2,220円	2,220円
4月15日(土)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		120円	2,220円	2,220円	6,660円

注)　病院・診療所と薬局間での負担額の管理については、受給者に交付されている自己負担上限額管理表により行うこと。

2　通院であって、院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	2,608点	190円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,379点	0円	0円	2,380円	2,380円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	480円	2,310円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	390円
4月23日(日)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	4,920円	7,780円	10,000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月7日(金)	2,215点	0円	80円	2,220円	2,220円
4月20日(木)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		0円	80円	2,220円	4,440円

ケース2

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,379点	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円
4月 7日(金)	2,608点	0円	400円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	480円	2,380円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	320円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,380円	2,780円	7,780円	10,000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,215点	120円	2,220円	2,220円	2,220円
4月15日(土)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		120円	2,220円	2,220円	6,660円

注)　病院・診療所と薬局間での負担上限月額の管理については、受給者に交付されている自己負担上限額管理表により行うこと。

3　通院であって、手続きの関係により月の途中から自立支援医療の認定を受けている場合

ケース1（院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(月)	*2,308点*	*6,920円*	*6,920円*	*6,920円*	*6,920円*
4月 7日(金)	4,523点	2,500円	3,080円	3,080円	3,080円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,420円	10,000円	10,000円	10,000円

ケース2（院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関（病院・診療所）窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(月)	*2,379点*	*7,140円*	*7,140円*	*7,140円*	*7,140円*
4月 7日(金)	2,608点	2,500円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	250円	250円	250円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,640円	10,000円	10,000円	10,000円

B指定自立支援医療機関（薬局）窓口での自己負担徴収額

調剤日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額	1月あたりの負担額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(火)	*2,215点*	*6,650円*	*6,650円*	*6,650円*	*6,650円*
4月15日(土)	2,215点	0円	2,140円	2,220円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	1,130円	1,130円
4月分の自己負担徴収額計		6,650円	8,790円	10,000円	10,000円

注）*斜体文字*は、自立支援医療の対象とならない部分である。

3　通院であって、手続きの関係により月の途中から自立支援医療の認定を受けている場合

ケース1（院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(月)	*2,308点*	*6,920円*	*6,920円*	*6,920円*	*6,920円*
4月 7日(金)	4,523点	2,500円	3,080円	3,080円	3,080円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,420円	10,000円	10,000円	10,000円

ケース2（院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関（病院・診療所）窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(月)	*2,379点*	*7,140円*	*7,140円*	*7,140円*	*7,140円*
4月 7日(金)	2,608点	2,500円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	250円	250円	250円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,640円	10,000円	10,000円	10,000円

B指定自立支援医療機関（薬局）窓口での自己負担徴収額

調剤日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額	負担上限月額
		2,500円	5,000円	10,000円	20,000円
4月 3日(火)	*2,215点*	*6,650円*	*6,650円*	*6,650円*	*6,650円*
4月15日(土)	2,215点	0円	2,140円	2,220円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	1,130円	1,130円
4月分の自己負担徴収額計		6,650円	8,790円	10,000円	10,000円

注）*斜体文字*は、自立支援医療の対象とならない部分である。

障精発第0613001号
平成１８年 6月１３日

（最終改正　障精発第０３３０第１号　平成２４年３月３０日）

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づく自立支援医療費については、自立支援医療に要した費用のうち支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌した額を控除して得た額（当該しん酌した額が自立支援医療に要した費用の１００分の１０に相当する額を超える場合には、１００分の１０に相当する額）から、医療保険等から給付される額を差し引いた額（別添１参照）を指定自立支援医療機関に支払う制度となっているところである。

しかしながら、今般、自立支援医療制度と医療保険の高額療養費の併給関係について、指定自立支援医療機関における取扱いが不明瞭となっている事例が見受けられたため、下記事項に留意の上、関係機関へ周知するとともに、自立支援医療費の適正な給付方に配慮を願いたい。

記

１．指定自立支援医療機関における自己負担の徴収について

自立支援医療の受給者から、自己負担として、受給者が負担すべき額を医療機関窓口において徴収することとしているところである。

このため、通院患者については、受給者が負担すべき負担限度額に達するまで、受診毎に当該受診に係る医療費の１００分の１０相当額を限度として徴収することとなる。

その結果、特定疾病療養受療の認定者（医療保険上の高額療養費の自己負担限度額は、１診療報酬明細書あたり１万円）に対しての自己負担については、①１月あたりの負担額、②当該月の自立支援医療に係る医療費の１００分の１０相当額の合計額、③高額療養費の自己負担限度額（１万円）のいずれか一番低い額が徴収額となる。具体的な例については別添２を参照すること。

２．都道府県等における連名簿等の審査について

診療報酬の審査を委託している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会においては、自己負担が適正に徴収されているかどうかの審査は行われないため、都道府県等における自立支援医療に係る診療報酬の額の決定に際しての連名簿等の確認により、１による取扱いを行っていない場合は、指定自立支援医療機関あてに返戻又は過誤調整を行うよう連絡する、又は、審査支払機関に過誤調整を依頼するなど、関係機関と連携しつつ、自立支援医療費の適正な給付を図ること。

別添1

自立支援医療費の給付額の算定例

ケース1
- 健康保険　3割負担
- 月額総医療費　4万円
- 1月あたりの負担額　5千円

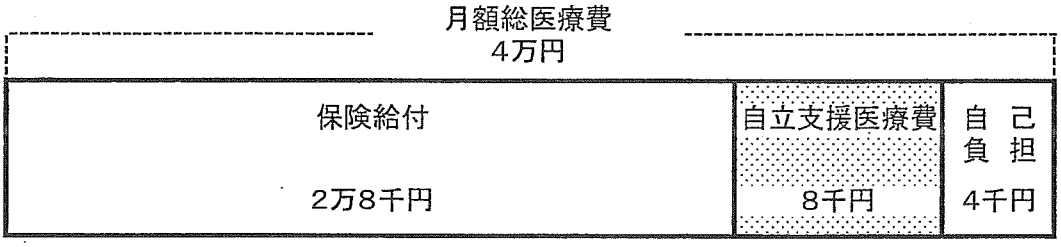

1月あたりの負担額　　月額総医療費の100分の10
5，000円　＞　4，000円　・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費　　保険の給付率
40，000円　×　70／100　＝　28，000円　・・・B

自立支援医療費として給付する額(月額総医療費－A－B)

月額総医療費　　A　　B
40，000円　－　4，000円　－　28，000円　＝　8，000円

ケース2
- 特定疾病療養受療の認定者
- 月額総医療費　20万円
- 1月あたりの負担額　5千円

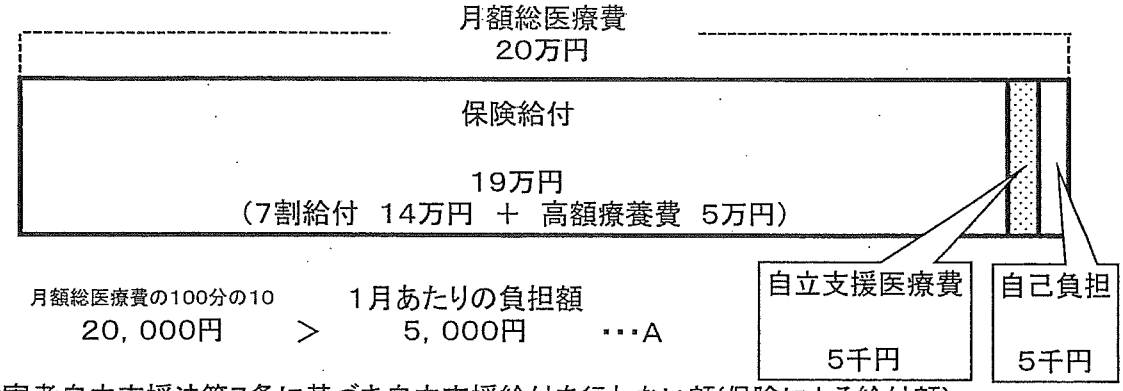

月額総医療費の100分の10　　1月あたりの負担額
20，000円　＞　5，000円　・・・A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費の3割　　高額療養費の自己負担限度額
60，000円　＞　10，000円

月額総医療費　　高額療養費の自己負担限度額
200，000円　－　10，000円　＝　190，000円　・・・B

自立支援医療費として給付する額(月額総医療費－A－B)

月額総医療費　　A　　B
200，000円　－　5，000円　－　190，000円　＝　5，000円

別添2

特定疾病療養受療の認定者からの自立支援医療の自己負担の徴収例

1　通院であって、院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	4,523点	190円	2,690円	4,520円	4,520円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	860円	860円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

ケース2

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2,500円	1月あたりの負担額 5,000円	1月あたりの負担額 10,000円	1月あたりの負担額 20,000円
4月 3日(月)	4,523点	2,500円	4,520円	4,520円	4,520円
4月 7日(金)	2,608点	0円	480円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	4,523点	0円	0円	560円	560円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	5,000円	10,000円	10,000円

2　通院であって、院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者
（月の当初から自立支援医療の認定を受けている方）

ケース1

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月　3日(月)	2，308点	2，310円	2，310円	2，310円	2，310円
4月　7日(金)	2，608点	190円	2，610円	2，610円	2，610円
4月11日(火)	2，379点	0円	0円	2，380円	2，380円
4月15日(土)	2，308点	0円	0円	480円	2，310円
4月19日(水)	2，608点	0円	0円	0円	390円
4月23日(日)	2，679点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2，608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2，500円	4，920円	7，780円	10，000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月7日(金)	2，215点	0円	80円	2，220円	2，220円
4月20日(木)	2，215点	0円	0円	0円	2，220円
4月分の自己負担徴収額計		0円	80円	2，220円	4，440円

ケース2

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月　3日(月)	2，379点	2，380円	2，380円	2，380円	2，380円
4月　7日(金)	2，608点	0円	400円	2，610円	2，610円
4月11日(火)	2，308点	0円	0円	2，310円	2，310円
4月15日(土)	2，379点	0円	0円	480円	2，380円
4月19日(水)	2，608点	0円	0円	0円	320円
4月23日(日)	2，308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2，679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2，380円	2，780円	7，780円	10，000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月　3日(月)	2，215点	120円	2，220円	2，220円	2，220円
4月15日(土)	2，215点	0円	0円	0円	2，220円
4月28日(金)	2，215点	0円	0円	0円	2，220円
4月分の自己負担徴収額計		120円	2，220円	2，220円	6，660円

注）　病院・診療所と薬局間での負担額の管理については、受給者に交付されている自己負担上限額管理表により行うこと。

3　通院であって、手続きの関係により月の途中から自立支援医療の認定を受けている場合

ケース1（院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月 3日(月)	*2，308点*	*6，920円*	*6，920円*	*6，920円*	*6，920円*
4月 7日(金)	4，523点	2，500円	3，080円	3，080円	3，080円
4月11日(火)	2，308点	0円	0円	0円	0円
4月15日(土)	2，308点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	4，523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2，608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2，608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9，420円	10，000円	10，000円	10，000円

ケース2（院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合）

A指定自立支援医療機関(病院・診療所)窓口での自己負担徴収額

受診日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月 3日(月)	*2，379点*	*7，140円*	*7，140円*	*7，140円*	*7，140円*
4月 7日(金)	2，608点	2，500円	2，610円	2，610円	2，610円
4月11日(火)	2，308点	0円	250円	250円	250円
4月15日(土)	2，379点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	2，608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2，308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2，679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9，640円	10，000円	10，000円	10，000円

B指定自立支援医療機関(薬局)窓口での自己負担徴収額

調剤日（期間）	医療費（点数）	自己負担徴収額			
		1月あたりの負担額 2，500円	1月あたりの負担額 5，000円	1月あたりの負担額 10，000円	1月あたりの負担額 20，000円
4月 3日(火)	*2，215点*	*6，650円*	*6，650円*	*6，650円*	*6，650円*
4月15日(土)	2，215点	0円	2，140円	2，220円	2，220円
4月28日(金)	2，215点	0円	0円	1，130円	1，130円
4月分の自己負担徴収額計		6，650円	8，790円	10，000円	10，000円

注）*斜体文字*は、自立支援医療の対象とならない部分である。